令和2年度 第2回大島町農業委員会総会議事録

令和2年度定例大島町農業委員会が、令和2年5月25日(月)午前10時より大島町役場3階 第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

1、土屋茂 2、春木望 3、五十嵐初代 4、小坂一雄 5、山本政一

6、向山吉昭 8、笠間隆夫

9、新保鐵雄

10、中拂晶 11、中村富長

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

1、吉田義孝 2、澤田波夫 3、橋爪重徳

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 3、橋爪重徳

4、出席職員は次の通り

山田貴訓 農業係長

山田美友乃 主事

5、付議された案件

日程第1: 農地の権利移動の許可について

日程第2: 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について

日程第3: 会長報告

日程第4: その他

6、本日の書記は次の通り

主事 山田美友乃

土屋議長

それでは、令和2年度第2回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員 は10名中10名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進 委員の方は3名中2名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮 りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませ んか。

(〜異議なしの声 多数〜)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は2番 委員と3番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の山田氏を指名

いたします。それでは日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第6号上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局(山田) 農地の権利移動の許可について、議案第6号をご説明いたします。申請人及び譲受人は
□▲-▲、○○、▲歳。譲渡人は□▲番、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲
㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地
を有償にて取得し、レモンを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況
といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存
の農業機械等は耕運機1台、草刈機1台です。次のページをご覧頂きますと、申請地へ
の案内図となっております。申請地は、□を海側へ▲m程進み、交差点を右折し▲m程
進んだ進行方向左手側に位置します。次のページをご覧頂きますと申請地の公図となり
ます。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地 調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

新保委員 それでは補足説明を行います。地図で見て頂くとお分かりの通り殆ど正方形で、元は雑木と竹藪、それをユンボで開墾し、埋めたり運んだりして整地したものであります。南側は住宅地、東側は道路に面しており、北側は隣接する農地であります。西側は譲渡人である○○の土地に面しております。平坦で日当たりもよく、農地には最適な状態であろうかと考えられます。報告は以上です。

土屋議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当 委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、2番。

春木委員 住んでいるところは□って聞いたので、畑は□ですよね。

新保委員 そうです。

春木委員 潮風が凄いので、レモンは一番先にやられちゃいますので、北側で良かったです。

新保委員そこまでよっぽどの台風でも来なければ上って来ないと考えられます。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、 議案第6号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は 挙手をお願いいたします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第6号については、原案のとおり承認いたします。続きまして 日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第7号上程いたします。事務局より 説明をお願いいたします。

事務局(山田) 農地の権利移動の許可について、議案第7号をご説明いたします。申請人及び譲受人は
□▲-▲、○○、▲歳。譲渡人は□▲-▲-▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲と▲
番▲、面積は▲㎡と▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人
である○○より申請地を有償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいという
ものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、
労働力男1名。既存の農業機械等は耕運機1台です。次のページをご覧頂きますと、申
請地への案内図となっております。申請地は、□より□方面へ▲m程進み、左折し▲m

程進んだ進行方向左手側に位置します。次のページをご覧頂きますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地 調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、8番。

笠間委員 場所は今、事務局から説明があったとおりなので、省略をします。6Pを見て貰って▲
ー▲が本人の自宅です。▲ー▲は小さいところなんですが、ここは今回農振地域となっている▲ー▲への侵入のための道路になっています。▲ー▲を今現在6m×12mのパイプハウスを2棟別々に建ててありまして、1棟は昨日見たんですけど、使われていない状態でした。もう1棟は中でトマトの栽培とか野菜の育苗とか綺麗に使っています。
▲ー▲の山側はジャガイモとか絹さやとか猿にやられるとかキョンが来るとかで周りは網を張って綺麗に使っています。1番奥へ行くと北側ですがここは防風林の木があるんですけど沢になっているそうです。今現在は1/3位は使えていないんですけども、自分の体力であるとかそういうのが許せばとか、体力は十分この歳にしてありそうな人なんですけど、いずれは開墾してやってみたいということを言っていました。譲渡人と譲受人は実の兄弟です。お兄さんの方は▲歳で今更島に来てどうのこうのってことではないので、お兄さんも親から相続を受けた土地みたいで、これを整理しようってことで、弟が有償で譲り受けて今後利用していこうということらしいです。畑にしても綺麗に使っていますので、本人が上手く使ってくれれば問題ないと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当 委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、4番。

小坂委員 ▲-▲自宅とは家が建っているんですか。

笠間委員 本人の家が建っています。

土屋議長 他にはありますか。はい、4番。

小坂委員 ▲-▲は畑ですか。

笠間委員 畑ですね。ここは聞くところによると弟の土地だそうです。

土屋議長 弟がいますね。

笠間委員 弟さんが亡くなって相続の手続きもしているということでしたから、今後どうなるかは 分かりませんが、ここは全部両親から、取り敢えず兄弟3人で分割して相続したのでは ないかと思うんですね。あまり細かく突っ込んで聞くのも悪いので、そこまでは聞いて いませんけども。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、 議案第7号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は 挙手をお願いいたします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第7号については、原案のとおり承認いたします。続きまして 日程第2「第60回企業的農業経営顕彰事業の実施について」及び「第40回農業後継 者顕彰事業の実施について」事務局より説明をお願いします。

事務局(山田) 「第60回企業的農業経営顕彰事業の実施について」です。今年度も企業的農業経営顕彰事業の対象者について、委員の皆さまで推薦者のご検討お願いしたいと思います。

推薦にあたっての留意点といたしましては、従前のとおり年間農業収入がおおむね50 0万円以上という原則がございますが、島嶼地域につきましては、その地域の特性を生 かした先駆的経営を認められるものは対象となります。東京都農業会議への推薦期限は 8月31日(月)までとなっておりますが、推薦対象者への推薦書類作成手続きなどが ございますので、対象者となる農業者についてご審議頂きたいと思います。また資料の 最後に大島町農業委員会で推薦を行い、受賞された農業者の一覧をお付けしております。 続いて、「第40回農業後継者顕彰事業について」です。こちらも今年度対象となる農 業者がいるか、委員の皆さまで推薦のご検討をお願いしたいと思います。推薦にあたっ ての留意点といたしまして、就農してから3年以上経過していること、従前のとおり年 間農業収入がおおむね500万円以上もしくは、認定農業者または認定新規就農者であ ることとなっております。年間農業収入がおおむね500万円以上という原則がござい ますが、島嶼地域につきましては、その地域の特性を生かした先駆的経営を認められる ものは対象となります。こちらは東京都農業会議への推薦期限が7月31日(金)まで となっておりますので、企業的農業経営顕彰より1ヶ月締め切りが早くなっています。 またこちらも資料の最後に大島町農業委員会で推薦し、受賞された農業者の一覧をお付 けしております。なお、ご自身で推薦された方が選ばれましたら、推薦基準を満たして いるかお話をお伺いしたいので、会議終了後残って頂ければと思います。以上ご審議の ほど、よろしくお願いいたします。

土屋議長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関連して発言のある方は挙手 願います。休憩といたします。

(~休憩~)

土屋議長 それでは再開いたします。表彰委員会につきましては、今年度は大島町から無しってことでよろしいですか。

(~全員 賛成~)

そういうことで事務局よろしくお願いします。続きまして日程第3「その他」について 事務局より説明をお願いします。

事務局(山田) はい、2点ございます。前回会議で農業委員手帳のお話がありましたが、7月発送となっております。しばらくお待ちください。2点目、今年度の利用状況調査についてですが、農地の情報を管理しているソフトウェアの更新がコロナの影響で少し遅れてしまいました。例年6月より調査を開始して頂いていると思うのですが、今年度は7月スタートでもよろしいでしょうか。また、昨年の調査で使用した地図なのですが、同じものを使わせて頂いてもよろしいですか。ファイルが家にある方がいると思うのですが、その方は新しいファイルのみお渡しさせて頂きます。何かご相談がある方は会議終了後お願いします。以上です。

土屋議長 この件につきまして何か意見がありますか。よろしいですか。ではその他で何かありま すか。はい、11番。

中村委員キョンの網は、将来可能性はいかがですか。

事務局(係長) ご存知のとおり本来東京都さんの動物園から逃げ出したってことがありましたので、町としては東京都さんに引き続き一般の住民用の畑周りに網を張ってほしいと要望はし

ていこうと思います。町では今のところ考えていないですね。今も東京都さんに相談して頂ければ何かしらの網は張って頂けているような話は聞いているんですけども。

中村委員 農業調査で歩いてみると結構まだ希望している人があるようです。

事務局(係長) その声は東京都に伝えます。

土屋議長 他にはありますか。はい、6番。

向山委員 一応公文書ですよね、役場の方は何年保管していますか。

事務局(山田) 5年から10年なんですけど、それを過ぎても下の方で保管してあります。

向山委員 我々は長いことやっていると溜まっているんですけど、個人的に処理はどうなんですか。 何年か置くのかどうか。

事務局(係長) 個人情報を含まれますので、処分の際は事務局へ返還ください。

笠間委員 そういう規定はないんですか。

事務局(係長) ないですけど、個人情報を含まれますので、事務局が住民の方に不安を与えないように するためにも事務局に返還で、事務局が処分という形をとらせて頂きます。

向山委員 任期が3年だから3年間で。

事務局(係長) そうですね、任期分は取り敢えずとってもらって、任期終了と共に。

土屋議長 去年度と今年と来年度分は返還ってことでよろしいですか。任期は3年だから。

中拂委員 3年経ったら3年分持って来いってこと。

笠間委員 そうすると継続している人がいた場合、先月の分をすぐに返すことになるんですか。

事務局(係長) それはその時にしましょうか、継続の方ももちろんいらっしゃると思うので。その数ヶ月はその時の様子というか、案件の状況で持っていてくださいとか、1回リセットしましょうとか、臨機応変にやれればと思います。

土屋議長 よろしいですか。はい、11番。

中村委員 今の話でいくと3年経ったら持って来いということだけど、農地調査でぐるぐる歩いていると、地域が変わったような状況になっているんですよね。そうするとやっぱりつい 広げて見たくなることがあるんだけど。

事務局(係長) ではケースバイケースにしますか。継続される委員さんは、書類として手元に置きたい というのであれば、それはそれで良しとするということにしますか、この申し合わせに よって。

向山委員 はい。

土屋議長 そういうことでよろしいですか。はい、2番。

春木委員 地図は値段が高いから辞める時には返してほしって言っていましたよね、支給された時 に。

小坂委員 地図を返して、それをまた町では使うんですか。

事務局(係長) 例えば委員さんが変わった場合とかに利用するので。

小坂委員いつも変わりはしないけど、持ち主が変わったとか。地番は変わらないですね。

事務局(係長) 継続の委員さんについては持っていて頂いて、もし変わるということであれば返却頂くってことでよろしいんじゃないでしょうか。

土屋議長 よろしいですか。地図は2冊でいいでしょ。

向山委員 1番最初のは駄目です、だいぶ経っているし。

土屋議長 1冊目が古いからって新しい地図を貰ったのだから、新しいのが正確なやつだと思うん

です。その前のは見難いとか何とかで。

向山委員調べるやつがあるでしょ、あれがいいですよ。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第2回大島

町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員